

飯田市放課後児童健全育成事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、飯田市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市長は、児童福祉法第34条の8の規定により、事業を行う。

2 事業を行う場所（以下「実施場所」という。）は、次の表の左欄に掲げる事業の名称に応じ、それぞれ同表の右欄に規定するとおりとする。

名称	実施場所
丸山児童センター	飯田市今宮町2丁目113番地1
丸山児童センター第2	飯田市今宮町2丁目113番地1
座光寺児童センター	飯田市座光寺1726番地1
竜丘児童センター	飯田市桐林245番地1
竜丘児童センター第2	飯田市桐林245番地1
山本児童センター	飯田市竹佐693番地1
鼎児童センター	飯田市鼎中平2451番地9
高松児童館	飯田市上郷黒田238番地1
別府児童館	飯田市上郷別府1195番地
浜井場児童クラブ	飯田市小伝馬町1丁目3503番地
橋南児童クラブ	飯田市本町1丁目15番地
松尾第1児童クラブ	飯田市松尾城4014番地
松尾第2児童クラブ	飯田市松尾城4014番地
松尾第3児童クラブ	飯田市松尾城4042番地
下久堅児童クラブ	飯田市下久堅知久平118番地1
上久堅児童クラブ	飯田市上久堅1995番地10
龍江児童クラブ	飯田市龍江3539番地1
川路児童クラブ	飯田市川路3457番地1
三穂児童クラブ	飯田市伊豆木3778番地
伊賀良第1児童クラブ	飯田市大瀬木1106番地1
伊賀良第2児童クラブ	飯田市大瀬木1106番地1
鼎児童クラブ	飯田市鼎中平1958番地3
切石児童クラブ	飯田市鼎切石4635番地1
上郷児童クラブ	飯田市上郷飯沼3118番地

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの及び疾病や介護によるもの
 - (2) 前号で掲げる児童のほか、その健全な育成を図るため事業の対象とすべき児童として市長が認めるもの
- (事業を行う時間及び事業を行わない日)

第4条 事業を行う時間及び事業を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 事業を行う時間 下校（実施場所を通学区域に含む小学校が休業日である場合にあっては、午前8時30分）から午後6時30分まで。ただし、市長は、必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。
- (2) 事業を行わない日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに、8月13日から8月16日まで及び12月29日から翌年の1月3日までの日。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時に事業を行わない日を定めることができる。

(運営委員会)

第5条 市長は、事業を行うに当たっては、運営委員会（事業を円滑に行うため、実施場所ごとに、対象児童の保護者、児童委員その他当該場所に係る区域の住民により組織された団体をいう。以下同じ。）と連携し、及び必要な協力を得ることにより、事業の適正な実施を図るものとする。

2 市長は、運営委員会に対し、別に定めるところにより必要な支援を行うものとする。

(利用の見込み)

第6条 事業を利用しようとする対象児童又はその保護者は、次の事項を記載した書面を市長に提出し、申し込むものとする。

- (1) 申込みを行う者（以下「申込者」という。）の住所、氏名及び電話番号
- (2) この要綱の規定に基づき事業の利用を申し込む旨、申し込み理由
- (3) 対象児童の氏名、年齢、通学の状況、健康状態の状況
- (4) 事業の利用を希望する期間
- (5) 事業の利用を希望する場所

2 前項の書面には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) 申込者の属する世帯を構成の氏名、年齢、続柄、勤務先、連絡先その他対象児童の家庭の状況に関し市長が必要と認める事項を記載した書面
- (2) 対象児童の健全な育成を図るため、必要な範囲において、対象児童及びその家族の状況に係る個人情報飯田市において利用することに同意する旨
- (3) その他市長が必要と認める書面

- 3 市長は、第2項の規定による申込み（以下単に「申込み」という。）があったときは、その内容を審査し、当該申込みを承諾するか否かを決定する。
- 4 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その結果を書面により申込者に通知するものとする。

（申込みを承諾しない場合）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、申込みを承諾しない。

- (1) 現に実施場所において施設を利用している児童の数、感染症の感染のおそれその他の実施場所の事情により、事業を利用させることが困難であること。
- (2) 申込みに係る児童が第3条各号に該当しないこと。
- (3) その他市長が事業の適正な実施を行う上で不適當であること。

（利用の中止）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項の規定により承諾した事業の利用を行わせないこととし、又は開始した利用を中止することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当することとなった場合
- (2) 対象児童又はその保護者が、第10条に規定する職員の指示に従わない場合
- (3) その他市長が利用を不適當と認める場合

（費用負担）

第9条 市長は、事業を行う場所に係る施設の管理に要する費用、飲食物の提供に要する費用その他事業の実施に要する費用の実費を徴収することができる。

（放課後児童支援員）

第10条 市長は、実施場所ごとに、対象児童の健全な育成を図るため必要な指導を行う職員を置く。

2 前項に規定する職員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者とする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

平成25年4月1日制定

令和4年4月1日改正